

宮野地区防犯灯設置事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮野地区の自治会が、防犯上必要とする街路灯等（以下「防犯灯」という。）の新設、取替及び修繕・更新（以下「設置事業」という。）を行なう場合において、みやの地域づくり協議会（以下「協議会」という。）がその設置事業に係る経費に対して補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象及び補助金の額)

第2条 補助の対象は、自治会が維持管理する防犯灯とし、補助金の額は別表1に掲げるものとする。

2 補助金の額は、前項の対象事業に係る経費とし、予算の範囲内で補助する。なお、算出した補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする自治会（以下「申請者」という。）は、防犯灯設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）を協議会に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設置場所の略図
- (2) 当該工事の見積書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) 施行前後の写真
- (5) 山口市防犯灯設置事業費補助金交付決定通知書の写し

(補助金の決定)

第4条 協議会は、前条の規定により補助金交付申請書が提出されたときは、防犯灯設置工事の完成を確認した後、適正と認めたときは補助金額を決定し、防犯灯設置事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第5条 前条の規定により通知を受けた申請者は、防犯灯設置事業費補助金交付請求書(様式第3号)により協議会に対し、速やかに補助金の交付を請求するものとする。

2 協議会は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取り消し及び返還)

第6条 協議会は、この要綱による補助金の交付を受けた者が、次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。

(2) 補助金の対象外の目的に使用したとき。

(3) その他不正な行為があったとき。

2 協議会は、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に返還させることができる。

(設置後の維持管理)

第7条 防犯灯設置後の維持管理費は、防犯灯を設置した自治会が負担するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

種類	区分		基本補助金	特別加算補助金	
				指定箇所加算	
				補助率	限度額
設置	電柱等へ架設	LED灯(新設・取替)	3,000円	20%	10,800円
	建柱の設置を伴う	LED灯(新設)	3,000円	20%	13,800円
修繕・更新	LED灯		3,000円		

電気代特別補助	補助率	限度額
指定箇所に設置した防犯灯に限り、設置した次年度から3年間電気代を補助する(1灯/年)	100%	1,000円

■用語解説

【新設】 防犯灯がない箇所に新たにLED防犯灯を設置すること。

【取替】 既設のLED以外の防犯灯(蛍光灯等)をLED防犯灯に取替えること。

【修繕】 既設のLED防犯灯が落雷など自然災害等により故障した場合に、LED防犯灯を修繕または設置すること。

【更新】 既設のLED防犯灯が経年劣化等により照度が低下、または、点灯しなくなった場合にLED防犯灯を設置すること。

■自動点滅器等の交換及び防犯灯の移設など、設置を伴わない工事は対象としない。